

総合評価基準書

1. はじめに

本基準書は、「アクセス認証型ネットワークの構築、導入及び運用保守業務」の調達に係る受託者選定のための審査・評価方法を定めたものである。

2. 評価実施要領

以下のとおり評価を行う。

- ① 評価委員会において提案者から提出された提案書類について、別添『総合評価項目一覧』により審査・評価を行う。
- ② 審査の結果については、遅滞なく参加者に通知する。

3. 総合評価の方法

入札価格及び提案内容を基に、下表の配分のとおり価格評価点及び技術評価点を算出し、その合計点数を総合評価点とする「加算方式」とする。

価格評価点（入札価格に対する得点）と技術評価点の得点配分は、下記のとおりとし、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし、技術評価点について、採点結果が300点に満たない場合は「失格」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、「技術評価点」が高いものを落札者とする。「技術評価点」及び「価格評価点」がいずれも同じ場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

総合評価点	価格評価点の配分	技術評価点の配分
1,000点満点	300点満点	700点満点

4. 価格評価点の評価方法

提出された入札書について、以下のとおり評価を行う。

- ① 構築費及び5年間の運用・保守費を含めた6年間で要する費用の総額を入札価格（税抜）とし、入札価格（税抜）に当該金額の10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額が本市の定める予定価格（税込）を超える場合は「失格」とする。
また、入札価格（税抜）の内訳（構築費及び運用・保守費）それぞれに当該金額の10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額が本市の定める内訳の予定価格（税込）を超える場合も「失格」とする。
- ② 入札価格（税抜）の内訳（構築費及び運用・保守費）については、入札書に記載すること。
なおSASEやEDR等の主要なライセンス費用（SOCサービスを除く）については、構築費に計上されることを想定している。
- ③ 価格評価点は下記のとおり算出する。

価格評価点＝

価格評価点の得点配分（300点）×（1－（入札価格×1.1）／予定価格（税込））

※ 採点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

5. 技術評価点の評価方法

技術評価点は、以下の評価方法に従って審査・評価を行う。

- ① 提出書類について、別紙『提案書作成要領』の記載事項を満たしていることが確認できない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。
- ② 提案書の記載内容について、別添『総合評価項目一覧』の「評価区分」において「必須」とした項目について、一つでも評価基準を満たしていない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。必須項目を全て満たしたものについては「合格」とする。必須項目の確認に当たっては、本市からの質問に対する回答等で根拠、実現方法等が不明確である場合も「失格」とする場合がある。
- ③ 上記で「合格」とした提案書については、別添『総合評価項目一覧』の「評価区分」において「加点」とした項目に対し、以下に示す表1～3に示す採点基準に従って採点する。各加点項目の点数は、評価委員会における最高点と最低点のデータを除外し、平均点（小数点以下切り捨て）を算出する。算出した各加点項目の合計を技術評価点（最大700点）とする。
- ④ 提案書の内容に対して、疑義がある場合は、本市から提案者に対して質問を行い、提案者からの回答を以って提案内容の訂正とみなした上で、評価する場合がある。

(ア) 加点項目の採点方法

提案書の内容について、以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表1 加点項目の採点基準

評価	採点基準	得点	
		重要	一般
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	40	20
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	30	15
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	20	10
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、または、やや劣るもの。	10	5
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの、または、特に劣るもの。	0	0

※採点に当たっては、以下を重要な観点として評価する。

- ・ 本業務の特性やリスクが理解されており、特性やリスクを踏まえた対応が想定された提案であるか
- ・ 本プロジェクト内、もしくは、サービス稼働後の本市の負担を最小限とする工夫がされた提案であるか

ただし、別添『総合評価項目一覧』の「2. 本業務に求める要件」(2)及び(3)については、『要件対応表』での提案内容により、以降に示す採点基準で評価を行う。

(1) 「総合評価項目一覧」「2. 本業務に求める要件(2)」の採点方法

- ① 機能要件対応表の「必須」の機能要件について、以下に示す採点基準に従って採点する。

表2 機能要件（必須）に対する採点基準

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)
A	要件に対して標準機能との適合性が高いもの。	2
B	要件に対して適合性が低いが、別のオプションや機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	1

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)
失格	要件に対して適合性がない、又は、提案されている別のオプションや機能等による代替運用等が本市として許容できないもの。	失格

機能要件（必須）に係る評価点＝
機能要件（必須）に係る得点配分（100点）×（配点の採点合計／配点の満点（346点））

※評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

（2）「総合評価項目一覧」「2. 本業務に求める要件(3)」の採点方法

① 機能要件対応表の「任意」の機能要件について、以下に示す採点基準に従って採点する。

表 3 機能要件（任意）に対する採点基準

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)		
		重要度 (高)	重要度 (中)	重要度 (低)
A	要件に対して標準機能との適合性が高いもの。	4	3	2
B	要件に対して適合性が低いが、別のオプションや機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	3	2	1
C	要件に対して適合性がない、又は、提案されている別のオプションや機能等による代替運用等が本市として許容できないもの。	0	0	0

機能要件（任意）に係る評価点＝
機能要件（任意）に係る得点配分（220点）×（配点の採点合計／配点の満点（256点））

※評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。